

令和7年度川崎臨海部における産業拠点集積による効果分析業務委託（仕様書）

（適用範囲）

- 1 本仕様書は、令和7年度川崎臨海部における産業拠点集積による効果分析業務委託に関する内容について適用する。
- 2 本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

（対象範囲）

- 3 本業務の対象範囲は、神奈川県川崎市川崎区南渡田町ほか別図に定める区域（以下「川崎臨海部」という。）とする。

（目的）

- 4 国においては、令和32（2050）年のカーボンニュートラルの実現と産業競争力強化・経済成長の同時実現を目指すこととしている。

こうした中、本市では、臨海部ビジョンの実現に向けて、川崎臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成を推進しており、南渡田地区では、カーボンニュートラルコンビナート構想等とも整合・連携を図りながら、臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指している。

本業務は、南渡田地区拠点整備基本計画に基づくイノベーション創出や将来性の高い企業集積の戦略的な推進などの臨海部ビジョンの実現に向けて、川崎臨海部の大規模な土地利用転換において、想定される経済的な事業効果や環境及び社会への影響を把握、分析するため、委託を行うものである。

（一般事項）

- 5 受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- 6 受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。
- 7 受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 8 受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

（実施体制及び作業計画）

- 9 受託者は、作業計画（作業工程表、組織票、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

（秘密の保持）

- 10 受託者は業務上知り得た情報等をいかなる理由があっても発注者の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

（業務内容）

- 11 業務内容は次によるものとする。
 - （1）経済波及効果の分析

①経済波及効果の分析方法の立案

川崎臨海部における経済波及効果分析にあたり、項目や手順等の分析方法を計画立案する。特に、南渡田地区が目指している「先導的なマテリアル産業拠点」「クライメートテックを社会実装するグローバルなスケールアップ拠点」の実現による効果を算定、分析できるよう、単なる市税効果に留まらず、我が国の関連産業への間接効果も含めたGDPを算出するなど、川崎臨海部の区域内から我が国全体の広域的な波及効果まで分析できるよう検討すること。

なお、本項目の検討及び次項の分析にあたり、受注者が必要とする拠点整備に関する与条件は発注者が提供する。

②経済波及効果の分析及び取りまとめ資料の作成

①にて立案した手法による分析を行い、分析経過を取りまとめた資料を作成するとともに、分析方法、効果算定の内容とその結果を明瞭かつ簡潔に取りまとめた資料（PowerPoint形式）を別途作成すること。

（2）GX効果の分析

①GX効果の分析方法の立案

グリーントランスフォーメーション（GX）に関する効果について、項目や手順等の分析方法を計画立案する。特に、当該地区がカーボンニュートラル社会に寄与する新たなコンビナートのロールモデルとなる産業エリアの形成を目指していることを十分に踏まえ、区域内だけではなく、事業成果の国内他地域や海外への展開も含めた温室効果ガスの削減効果を算出するなど、広域的な波及効果が分析できるよう検討すること。

なお、本項目の検討及び次項の分析にあたり、受注者が必要とする拠点整備に関する与条件は発注者が提供する。

②GX効果の分析及び取りまとめ資料の作成

①にて立案した手法による分析を行い、分析経過を取りまとめた資料を作成するとともに、分析方法、効果算定の内容とその結果を明瞭かつ簡潔に取りまとめた資料（PowerPoint形式）を別途作成すること。

（成果品）

- 12 受託者は成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。
- 13 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示により迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。
- 14 成果品にかかる権利は発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。

〈成果品一覧〉

- ① 報告書（A4版 カラー含む） 1部
 - ② 電子媒体（DVD等） 1枚
 - ③ その他収集または作成した資料、データ 一式
- ※ DVD等には下記ラベルを貼ること。

年度・件名	令和7年度川崎臨海部における産業拠点集積による効果分析業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部
作業機関名	○ ○ ○ ○ ○

(委託期間)

15 委託期間は、契約締結日から令和7年12月26日までとする。

(その他)

16 この仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

(別図)



委託箇所

- ①から⑪までの範囲を原則とし、発注者からの指示に従い、効果分析等を行うこと。
- 業務実施に必要となる立地企業の情報などは、川崎臨海部地区カルテ・アクションマップ (<https://www.city.kawasaki.jp/590/page/0000055844.html>) を参照する他、発注者から必要な情報を提供する。